

大阪市規則第46号

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる固定資産に対して課する固定資産税（第1号から第4号までに掲げる固定資産にあつては<u>令和8年度分</u>から<u>令和10年度分</u>までの固定資産税に限る。）については、条例第94条の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを第1号から第4号までに掲げる固定資産として使用する場合（第4号に掲げる固定資産として使用する場合にあつては、市長が公益上その他の事由により特に減額する必要があると認めるときを除く。）には、当該固定資産に係る固定資産税を減免しない。</p> <p>[(1)~(5) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>別表</p> <p>様式一覧表</p> <p>[略]</p> <p>第10号様式 寄附金税額控除に係る指定（指定の有効期間の更新）申請書（条例第29条関係）</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる固定資産に対して課する固定資産税（第1号から第4号までに掲げる固定資産にあつては<u>令和5年度分</u>から<u>令和7年度分</u>までの固定資産税に限る。）については、条例第94条の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを第1号から第4号までに掲げる固定資産として使用する場合（第4号に掲げる固定資産として使用する場合にあつては、市長が公益上その他の事由により特に減額する必要があると認めるときを除く。）には、当該固定資産に係る固定資産税を減免しない。</p> <p>[(1)~(5) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>別表</p> <p>様式一覧表</p> <p>[同左]</p> <p>第10号様式 寄附金税額控除に係る指定（指定の有効期間の更新）申請書（条例第29条関係）</p>

<p>ア <u>寄附金（公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を除く。）</u> 用</p> <p>イ <u>公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> 用</p> <p>[略]</p> <p>第12号様式 寄附金税額控除に係る<u>指定寄附金</u>の受領報告書（条例第29条関係）</p> <p>[略]</p> <p>第10号様式 寄附金税額控除に係る指定（指定の有効期間の更新）申請書（条例第29条関係）</p> <p>ア <u>寄附金（公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を除く。）</u> 用</p> <p>[様式 略]</p> <p>イ <u>公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> 用</p> <p>[様式 別紙2 挿入]</p> <p>第12号様式 寄附金税額控除に係る<u>指定寄附金</u>の受領報告書（条例第29条関係）</p> <p>[様式 別紙4 挿入]</p>	<p>ア <u>寄附金</u> 用</p> <p>イ <u>公益信託</u> 用</p> <p>[同左]</p> <p>第12号様式 寄附金税額控除に係る<u>指定寄附金等</u>の受領報告書（条例第29条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>第10号様式 寄附金税額控除に係る指定（指定の有効期間の更新）申請書（条例第29条関係）</p> <p>ア <u>寄附金</u> 用</p> <p>[様式 同左]</p> <p>イ <u>公益信託</u> 用</p> <p>[様式 別紙1 挿入]</p> <p>第12号様式 寄附金税額控除に係る<u>指定寄附金等</u>の受領報告書（条例第29条関係）</p> <p>[様式 別紙3 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表様式一覧表の改正規定並びに別表第10号様式及び第12号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の大阪州市税条例施行規則第4条の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に存する当該改正規定による改正前の大阪州市税条例施行規則別表第10号様式イ及び第12号様式による用紙は、当該改正規定による改正後の大阪州市税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

受付印

寄附金税額控除に係る指定
指定の有効期間の更新 申請書

令和 年 月 日

大阪市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	

大阪州市税条例第 条第 項の規定により、寄附金税額控除に係る指定
指定の有効期間の更新 を受
けたいので申請します。

公益信託の名称	
所得税の寄附金控除の対象となる 金銭に該当する期間	年 月 日から 年 月 日まで
大阪州市税条例第 条第 項の指定 取消しの有無（指定取消日）	有 ・ 無 (年 月 日)
公益信託の目的	
添付書類	<input type="checkbox"/> 所得税の寄附金控除の対象となる金銭に該当することを証する書類 <input type="checkbox"/> 信託行為の内容を示す書類 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会であることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（)

注1 「指定」又は「指定の有効期間の更新」及び指定取消しの有無のいずれか該当する方を○で囲んでください。

2 該当する□にレ印をつけてください。

受付印

寄附金税額控除に係る指定
指定の有効期間の更新 申請書

令和 年 月 日

大阪市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	

大阪州市税条例第 条第 項の規定により、寄附金税額控除に係る指定
指定の有効期間の更新 を受
けたいので申請します。

公益信託の名称	
所得税の寄附金控除の対象となる 寄附金に該当する期間	年 月 日から 年 月 日まで
大阪州市税条例第 条第 項の指 定取消しの有無（指定取消日）	有 ・ 無 (年 月 日)
公益信託の目的	
添付書類	<input type="checkbox"/> 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金に該当することを証する書類 <input type="checkbox"/> 信託行為の内容を示す書類 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。） <input type="checkbox"/> 内閣総理大臣又は大阪府知事の認可を受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注1 「指定」又は「指定の有効期間の更新」及び指定取消しの有無のいずれか該当する方を○で囲んでください。

2 該当する□にレ印をつけてください。

受付印

寄附金税額控除に係る指定寄附金等の受領報告書

令和 年 月 日

大阪市長

住所（法人等にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名）	

大阪州市税条例第 条第 項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日から 年 月 日まで

指定寄附金等を支出した者の氏名	指定寄附金等を支出した者の住所	指定寄附金等の金額（円）	指定寄附金等を受領した年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 大阪州市税条例第 条第 項に規定する申請に係る事業（同条第 項の規定により異動の届出を行った場合には、当該異動後の事業）を行ったことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

注1 指定寄附金等を支出した者の氏名を五十音順に記載してください。

2 該当する□にレ印をつけてください。

